

国民健康保険加入者のみなさまへ
**特定健康診査を
 受けましょう**



平成23年7月1日 第96号
 一 発行一
 五所川原市
 民生部国保年金課
 〒037-8686
 五所川原市字岩木町12番地
 TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
 納期内に
 納めましょう

平成23年度国民健康保険税について(第2回お知らせ)

●7月は平成23年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚目

平成23年度 国民健康保険税納税通知書

平成23年7月1日

納組コード	納税組合名	
主宛名コード	世帯番号	通知書番号
〒		
* 住民票上の世帯主の名前が記入されます。		
税 務 太 郎 様		

★23年度の国保税(4月~次年3月分)の年税額が9期に分けられ記入されます。

期 別	普通徴収納期	普通徴収期別税額
第1期	7月1日~8月1日	
第2期	8月1日~8月31日	
第3期	9月1日~9月30日	
第4期	10月1日~10月31日	
第5期	11月1日~11月30日	
第6期	12月1日~1月4日	
第7期	1月4日~1月31日	
第8期	2月1日~2月29日	
第9期	3月1日~4月2日	
普通徴収額(計)		
特別徴収額(計)		
合 計		*

特別徴収期別税額	4月	6月	8月
	10月	12月	2月

*65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記入されます。

2 枚目

国民健康保険税課税明細書

*均等割の人員について
 年度中に後期高齢者医療保険に移行となる方については、月割計算となりますが、人員欄には当初課税時の人員が記入されます。

区 分	所得割額			資産割額			
	課税対象額	税率(%)	①税 額	課税対象額	税率(%)	②税 額	
合算額(医療分)	前年分の所得から基礎控除額を差し引いた額が記入されます。	7.27		固定資産税の額が記入されます。	37.76		
(支援分)		2.21			12.25		
(介護分)		2.02			12.63		
区 分	均 等 割 額			④平等割額	⑤算出税額計 ①+②+③+④	世帯軽減額	
	人員	1人当たり税額	③税 額			区分	⑥均等割額
合算額							
(医療分)	国保加入者数	25,210		21,500			・軽減される場合のみ記入されます。 ・軽減該当世帯は7割、5割、2割と表示されます。
(支援分)		7,400		6,400			
(介護分)		9,400		5,500			
区 分	⑧限度を超える額	⑨算定年税額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩月割増減額	⑪減免等の額	⑫端数	⑬確定年税額 ⑨±⑩-⑪-⑫	
合算額	課税限度額を超える場合に記入されます。		年度途中にほかの保険等に加入した場合に記入されず。		切り捨てとなる金額		
(医療分)							
(支援分)							
(介護分)							

★(介護分)については、40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。

課税限度額	医療分	支援分	介護分
	510,000	140,000	120,000

あなたの保険税は上記のとおりです。納期内に納めましょう。

*1枚目の合計額となります。

後期高齢者医療制度に加入となる方の国保税課税について

※平成23年度中に75歳となり、後期高齢者医療保険に加入となる方

国民健康保険税は誕生月の前の月までが月割計算されますが、あくまで、納期は7月から次の年の3月までの9期となります。(単身世帯については、誕生月の前の月までの納期となります。)

後期高齢者医療保険は誕生月からの加入となり、保険料については、その2ヶ月後くらいに納付書が送られるため、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と両方お支払いいただくこととなりますが、二重払いということではありません。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

●乳幼児医療費給付制度について●

五所川原市では、0歳から6歳児（小学校入学前まで）を対象に、乳幼児の保健および出生育児環境の向上を目的に、乳幼児を養育している保護者の方に対し乳幼児医療費の助成を行っております。

対象

0歳から6歳児を養育している保護者の方で、平成23年度（平成22年分）の所得が制限限度内の方。

※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

給付の概要

	国民健康保険加入	社会保険等加入
乳児	入院・外来（現物給付）	入院・外来（償還払い）
1～3歳児	入院・外来（償還払い）	
4～6歳児	入院・外来（償還払い）……入院：1日500円の自己負担あり 外来：1月1,500円の自己負担あり	

※現物給付：医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※償還払い：医療機関で保険診療費を一度支払い、後で還付の申請を行う。

（市内の医療機関は自動償還されるので申請の必要はありません。）

※「五国乳」の受給資格の方は県外の医療機関を受診された場合申請が必要です。

償還払いの申請方法が平成21年10月診療分から簡素化されています

国民健康保険加入 1歳から6歳のお子様の場合	社会保険等加入 0歳から6歳のお子様の場合	
市内、市外の医療機関を受診された場合	市内の医療機関を受診された場合	市外の医療機関を受診された場合
申請は必要ありません	申請は必要ありません	申請が必要です

受給資格者証の更新について

乳幼児の誕生月の翌月（ただし、1日生まれの場合に限り誕生月）が受給資格者証の更新期間となります。更新が遅れると無効期間が発生し、給付を受けられなくなりますので、「更新のお知らせ」が届いてから更新月末日までに必ず更新手続きを行うようお願いいたします。

更新に必要なもの

- ・乳幼児医療費受給資格証
- ・お子さんの名前が記載された保険証
- ・保護者の通帳 ・印かん

所得制限限度額

扶養親族等 又は乳幼児の数	所得限度額	算定方法
0人	2,342,000円	所得合計金額 - 30,000 = (a) 所得 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金 ・配偶者特別控除 = 全額 ・障害者控除 普通1人につき = 270,000 ・障害者控除 特別1人につき = 400,000 ・寡婦控除 母を除く = 270,000 ・特別寡婦控除 母を除く = 350,000 ・勤労学生控除 = 270,000 (a) 所得 - (b) 控除額 = 判定所得
1人	2,722,000円	
2人	3,102,000円	
3人	3,482,000円	
4人	3,862,000円	
5人	4,242,000円	

注1) 扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族。

注2) 扶養親族等の数が5人を超えるときは、1人につき38万円を限度額に加算。

注3) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円を限度額に加算。

注4) 特定扶養親族があるときは、1人につき15万円を限度額に加算。

注5) 1月～6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したものの有無及び人数、7月～12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定。

●出産育児一時金について●

1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は39万円）が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

2 直接支払制度・受取代理制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に直接支払制度を利用することで、直接支払制度や受取代理制度を利用することで、事前医療機関等に被保険者として書面を取り交わす必要があります。

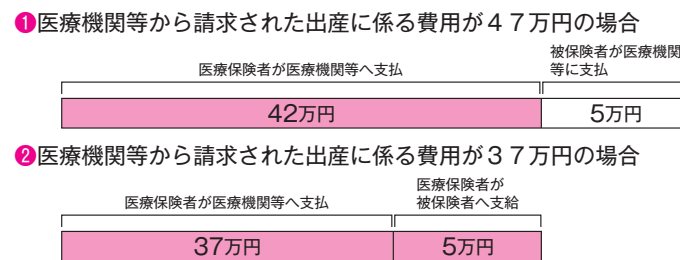
なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者として書面を取り交わす必要があります。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくこととなります。）

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うこととなります。

また、42万円未満の場合は、その差額を医療保険者に請求することとなります。

例



◇直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん ・世帯主名義の通帳 ・死産、流産の場合は医師の証明書

◇直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん ・世帯主名義の通帳

◇受取代理制度を利用する場合に必要なもの（出産前の届出となります）

- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
- ・国民健康保険被保険者証（出産される方のもの）
- ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
- ・印かん ・世帯主名義の通帳

※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

●妊産婦の方に医療費が助成されます●

「妊産婦10割給付証明書」を交付します

対象者

国民健康保険に加入している妊産婦の方

内容

「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（外来のみ。妊婦健診を除く）が無料となります。

期間

妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

手続

健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後となります。

例 妊娠の届出が平成23年7月20日、出産予定日が平成24年2月15日の方の場合

平成23年7月20日から平成24年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ)）を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）

医療機関等を受診された被災者の方々へ

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、従来通り窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方は、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

（免除となるのは、平成24年2月29日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定）です。）

免除の要件

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下いずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ **ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療広域連合にご加入の方で保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、以下の右欄の日から免除証明書の提示が必要となります**

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで免除証明書は不要

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。